

昭和村官公庁オークションの流れ

●インターネット公有財産売却により物件を購入する場合の流れは、以下のとおりです。

1. 入札参加資格とインターネット公有財産売却ガイドラインの確認

→ 昭和村公有財産売却 ガイドラインにより、参加資格や公有財産売却の手続きについてご確認ください。

2. 物件と入札スケジュールの確認

→ 売却物件は、KSI 官公庁オークションに登録されております。売却物件の情報と入札スケジュールを KSI 官公庁オークション HP にてご確認ください。

3. 仮申込み（インターネットによる参加仮申込み）

→ KSI 官公庁オークションのメニューに入り、公有財産売却システム上で仮申込画面（各物件ページの右上にある「会員登録へ」）にて会員識別番号を取得してください。その後、公有財産売却システム上の仮申込画面（各物件ページの右上にある「会員登録へ」）で定められた期間内に住所、氏名などを入力することにより、参加仮申込の登録を行ってください。（前提条件として、会員識別番号を、参加者本人の名前で取得する必要があります。）

4. 本申込み（入札保証金の納付、参加申込書等の提出）

→ KSI 官公庁オークションサイトの売却物件情報から入札保証金を納付（クレジットカード納付のみ）し、昭和村 HP から以下の書類を印刷し、必要事項を記入・押印の上、本人確認ができるもの（住民票の写し、マイナンバーカードの写し、転免許証の写し等、法人の場合は登記簿謄本）を添付し、郵送してください。以上をもって本申込となります。

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書兼充当依頼書【動産】 1部
- ・委任状（入札から引渡しまでの間の手続きを代理人が行う場合） 1部
- ・誓約書 1部

5. 入札・せり売り

→ KSI 官公庁オークションサイトの売却物件情報から入札・せり売りをしていただきます。（入札につきましては、1回しか行えませんので、ご注意ください。）

6. 落札結果

→ 落札結果につきましては、落札者のみにご連絡いたします。落札結果の公表等は行いませんので、ご承知おきください。(なお、KSI 官公庁オークションサイトでは、一定期間公開します。(会員識別番号と落札価格のみ))

7. 契約の締結

→ 落札後は動産売買契約を行います。落札後に契約方法をご連絡いたします。
(自動車の場合、収入印紙不要)

8. 代金の支払い

→ 契約締結後、代金納付期限・振込先等をご連絡いたしますので、期限までに必ず納付をしてください。(直接持参か銀行振込のみ)

9. 物件の引渡し

→ 物件の引渡しについては、保管場所に直接取りに来ていただきます。なお、一時抹消しますので、走行は不可です。物件を運べるものを、落札者にてご準備ください。

10. 権利移転の手続き

→ 権利移転の手続きにつきましては、落札者に行っていただきます。今回は自動車の売買になりますので、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へ持ち込み、必要に応じて自動車検査登録事務所に持ち込んでください。費用や持ち込み等も落札者の負担となります。

※不明点等ありましたら、昭和村役場 総務課 防災安全係までご連絡ください。